

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29- 006-05	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技能を有する外国人の農業就労について長野県内一円での解禁を認める。</li> <li>・受入体制としては、JA長野県農協地域開発機構を派遣事業者とし、JA長野県グループがこれを支援する体制を想定。</li> <li>・県としては、関係市町村及び国関係機関と連携した指導体制を整備する。</li> </ul>	農業に係る在留資格の定めがないため、農業に従事することを目的とした在留は認められていない。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2(在留資格及び在留期間) 第2号	一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する外国人が農業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」として認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29- 009	境港市 米子市 大山町	農業分野における 外国人労働力の 活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取県西部地区の農業の知識や技術、言葉や生活習慣等を学び外国人技能実習を修了した外国人農業支援人材を地域の特定機関が受入れ、雇用契約を締結し、JAや農業経営体等へ派遣し、農業の生産・加工現場で即戦力として活用する。受入人数は年間150人を想定し、宿舍の提供も行うとともに、適正な労務管理を進める。</li> <li>○ 当地域には、活用の核となる農業法人等の競争力の強い農業の基盤と受け皿があり、派遣するJA共同選果場や農業経営体で、周年での受入体制と多様な活用システムを確立し、外国人農業支援人材とともに築く経営発展モデルの構築や農作物の海外輸出・インバウンド需要等への対応に取り組む。</li> <li>○ 併せて、関係機関の連携と総合力を発揮して、耕作放棄地を解消し、農業中間管理事業による新たな農地集積や活用システムを構築する。</li> </ul>	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農業については在留資格の定めがないため、就労を目的とした農業には従事できない。	出入国管理及び難民認定法 第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域農業について一定の知識と技能を持ち、日本語能力を有する等の即戦力となる外国人材が行う様々な農業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付け、外国人の農業分野への就労を可能にする。</li> </ul> <p>【想定される外国人農業支援人材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人技能実習制度の修了者</li> <li>・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者など</li> <li>・単身での受入(家族の受入は想定していない)</li> <li>・一時帰国可能</li> </ul>	法務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	<p>農業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、本年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-013-01	群馬県	外国人材の活用による農業経営発展の実証とグローバル化への対応	<p>・群馬県が担い手の経営発展のために外国人の就労に取り組むという、全国展開のケーススタディ。 ・耕地が標高10mから1,400mに分布し、多様な農業が展開されている立地条件とこれまでの外国人技能実習生の受入れ実績を踏まえ、外国人材活用の様々なビジネスモデルを展開。国家戦略特区において新たに創設された「農業支援外国人受入事業」のモデル実証を行う。併せて、受入体制の整備により、マネジメント力のある外国人材を将来のビジネスパートナーとして育成し海外販路の拡大を図る。</p> <p>「農業支援外国人受入事業」の実証モデル ・モデル1:露地野菜地帯 地域年間雇用型(出耕作) 市町村域を超えた出耕作による経営発展に取組み、露地野菜地帯の年間を通じた就労モデル ・モデル2:平坦地+中山間地 産地リレー型 平坦地と中山間地との産地間連携による年間を通じた就労モデル ・モデル3:平坦地(施設園芸地帯) 施設での年間雇用型 ハウスを利用した周年の施設園芸に取組み、施設園芸地帯の年間を通じた就労モデル ・モデル4:全域(畜産地帯) 畜産での年間雇用型 畜産経営(養豚、酪農、肉牛等)の年間を通じた営農モデル ・モデル5:露地野菜地帯 繁忙期・農閑期活用型 5～11月の集中的な経営展開に取組み、露地野菜地帯の一時帰国を可能とする経営モデル</p> <p>※平成28年2月に群馬県昭和村から提案された「農業分野での外国人就労資格の特例」の提案を含める形で県が提案するものとする。昭和村とは調整済み。</p>	現在、農業における外国人の在留資格が認められていない。	・出入国管理及び難民認定法第二条の2	・農業の競争力強化を図るため、一定の知識や技術を有する外国人を雇用契約に基づく労働者として在留資格を認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、同年9月22日に施行されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-015-01	(非公表)	農業分野における外国人労働力の受入れ	本県の農業の主力品目である露地野菜では、収穫期に作業が集中するなど繁忙期の差が大きく、特に調製作業の労働力が慢性的に不足している状況であるとともに、生産拡大を支援するための生産者団体等が運営する集出荷場における調製・出荷作業等の支援においても人材の不足が深刻であるため、農業経営体の作業が集中する期間や生産者団体が運営する農作業支援施設の需要に応じ、受入機関が雇用契約を結んだ外国人材を派遣することができる制度を設け、農業経営体の生産拡大を支援し、農地集積や法人化を促進する。	日本に在留する外国人は在留資格毎に活動できる内容が定められているが、現状においては、就労を目的とした農作業への従事は認められていない。 (国家戦略特区の区域においては可能となる見込みであるが、本県は国家戦略特区の区域に指定されていない。)	・国家戦略特別区域を定める政令(平成26年政令第百七十八号) ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域に、本県の区域を追加し、一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の外国人材が本県で農業に就労できるよう、在留資格の「特定活動」に位置付ける。	法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、9月22日に施行されたところ。</p> <p>なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p>
随時29-015-02	(非公表)	人手不足分野における外国人産業人材の受入れ	本県の有効求人倍率は、年々増加する一方で全国順位も高水準を維持し、人手不足が顕著で、外国人労働力に依存せざるを得ない分野が今後一層広まっていく中、他地域に先駆けて、受け入れ施策を講じる必要がある。そこで、期限を定めるなど移民制度の議論とは峻別したうえで、必要とする外国人労働者を正面から受け入れる制度として在留を認め、地元企業や地場産業で、県が指定する分野で外国人材の活用を図る。	外国人労働者への需要の大半が必ずしも高度な技術を必要とする職種ではないにもかかわらず、技能実習や留学生の資格外活動をのぞき、就労が認められていない。	・出入国管理及び難民認定法 別表第一の二	現行の在留資格制度は、本県など地方の産業界が求める人材ニーズとは必ずしも合致していない現状があるため、新たな在留資格として「人材不足分野における産業人材」を創設。 なお、具体的な分野は、産業別有効求人倍率を勘案ながら、産学官による特区協議会(仮)で定期的に定めるものとする。	法務省	<p>深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法の一部が改正され、「特定技能」の在留資格が創設された。</p>

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-003	熊本県	外国人留学生の 県内起業促進による 地域活性化	<p>熊本地震からの復旧・復興需要後を見据え、県内産業のグローバル化、イノベーションの拡大を目指し、外国人留学生の卒業後の県内起業を促進する。</p> <p>具体的には、公益財団法人くまもと産業支援財団で起業相談をワンストップで受けるほか、県や金融機関が出資する一般財団法人熊本県起業化支援センターで実施するベンチャーマーケットにおいて、投資家やビジネスパートナーとの出会いの場を提供するなど、資金確保や販路拡大等の面で支援する。</p> <p>さらに「熊本県IoT推進ラボ」では、外国人留学生等と地元企業間でネットワークを構築し、ここで出された留学生等からの意見等を事業化するなどして、IoT(IT)を活用した新たなビジネスを創出する。</p> <p>加えて、県や市町村で設置した公設のインキュベーション施設では、事業所を安価で提供するほか、常駐のインキュベーションマネージャー等による面談やベンチャー向けの勉強会・研修を開催する。</p> <p>こうした事業を通して、外国人も安定した経営ができるようサポートする。</p>	<p>外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。</p> <p>なお、平成27年7月に特区法が成立した「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」においては、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、上記の「経営・管理」の在留資格の基準が緩和されているが、これは、新たに日本に上陸する外国人のみが対象とされており、現在日本に滞在している留学生が卒業する際には活用できない。</p>	<p>○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、同法別表第1の2号、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、</p> <p>○国家戦略特別区域法第16条の5第1項、同法施行令第18条</p>	<p>卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。</p> <p>(1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等)を6ヶ月間猶予する。</p> <p>(2)地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。</p> <p>※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。 ①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能</p>	法務省	<p>御提案(1)については、「未来投資戦略2018」において、「外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム(仮称)」を本年中に開始する。」とされていたことを踏まえ、平成30年12月28日に、地方公共団体において外国人起業活動促進事業を行うための手続等を経済産業省告示に定め、これに基づいて法務省告示を改正した。これにより、起業の見込みがあり、地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家(起業を希望する留学生を含む)に対し、出入国管理手続上1年を超えない期間で、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することが認められることとなった。</p> <p>また、御提案(2)については、平成30年1月、全国的に措置を講じた。</p>
随時29-004	社会福祉法人 ウエルライフ	ベトナム国の介護 科卒業生 に対する本邦の介護 福祉士 養成施設への留学 ビザ取得要件 の緩和	<p>現在、100%ベトナム人で平成29年9月1日開校に向けて準備をしている介護福祉士養成施設の篠山学園からの提案です。ベトナムでは、大学・短期大学等の介護科で学んでいる学生が卒業し、日本の進んだ介護を学び、日本で研修したいという学生が多くいます。</p> <p>しかし、日本の留学の壁は高く、日本語能力のN2の習得に1年6ヶ月から2年間の時間と日本語学校の費用が必要で、</p> <p>そのため、ベトナム人の留学先は欧米、特に英語圏が多くオーストラリア、カナダに留学しているのが現状です。これから、日本の介護人材が30万人、40万人と不足する中で、日本人だけでは、到底、介護できる状態でないことや介護人材をEPAや技能実習生などの外国から人材で補おうとしていることは、内閣閣議や国会でも議論された事実であり、EPAや技能実習生は日本語能力もN3ないしN4レベルで日本に来ることができます。ベトナムで介護科を卒業し、高度な日本の介護を学びたい留学生に日本語能力をN3で留学ビザ発行要件の緩和処置を希望します。日本語能力の足りない場合は、日本語の補習授業を行います。</p>	<p>日本の介護福祉士養成施設に留学する際には、出入国管理局の取り扱い上、日本語能力試験(JLPT)N2程度以上を求められている。</p> <p>そのため、日本語能力N3では、在留資格認定証明書交付申請(留学ビザ発行申請)を提出しても認められない状況になっている。</p>	<p>留学ビザ発行の基準には、具体的な日本語レベルを記載している法律、政令、省令はない。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準に定める省令においても、以下の記載があるのみである。</p> <p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動として</p> <p>五 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関(以下「日本語教育機関」という。)で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)において一年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p>	<p>ベトナムで介護科を卒業した学生の 本邦の介護福祉士養成施設への留学 ビザ発行の日本語能力基準をN2 からN3に緩和処置を提案する。</p>	法務省 厚生労働省	<p>以下の理由から、御提案は受け入れられない。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イの規定を設けている趣旨は、我が国の専修学校又は各種学校において教育を受けるためには、当該教育を受けるに足りる日本語能力を有していることが必要であるためである。</p> <p>したがって、同号で規定する「専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者」については、日本語能力試験N2(日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解できる)レベル以上を有していることを求めているところ、当該基準をN3レベルに引き下げた場合、当該外国人が専修学校又は各種学校において行われる授業を理解することができるとは考えられない。</p> <p>また、海外の大学等の介護科を卒業していることや、本邦で教育を受ける機関が介護福祉士養成施設であることは、外国人が「留学」で本邦に入国する際の日本語能力の基準を緩和すべき合理的な理由とは認められない。</p>

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
随時29-006-03	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅰ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ-1) 技能実習1号での技能習得活動期間が7ヶ月程度の短期間で、その後連続した期間における活動とならない場合であっても、技能実習2号での技能習熟活動を行えるよう、実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める。</p>	<p>技能実習1号での活動期間が9か月以下の場合、技能実習2号での活動期間は概ね技能実習1号の1.5倍以内とされているため、技能実習2号での実習期間は11か月程度しか認められず、当県が想定する技能実習2号活動期間(14ヶ月)に不足する。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令)第3条第28号</p>	<p>従事しようとする技能実習の活動期間について、技能実習1号が9ヶ月以下の場合には技能実習2号の活動期間は技能実習1号の概ね1.5倍以内とする要件を外す。</p>	法務省 厚生労働省	<p>新たな技能実習制度が平成29年11月1日に施行されたことに伴い、変更基準省令のうち技能実習に係る条文は廃止となった。新制度における技能実習2号の活動期間は、技能実習1号の活動期間にかかわらず、2年以内である。</p>
随時29-006-04	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅰ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ-2) 監理団体の適切な監理の下、複数の実習機関での実習を認める。</p>	<p>実習実施機関は、技能実習1号、2号を通じて一つの機関であることが前提とされている。 (実習実施機関を変更する場合は、実習生の責によらないやむを得ないケースのみ許可)</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令)第3条第3号、第3条第4号</p>	<p>技能実習1号、2号ともに、複数の技能を習得しようとする場合には、一つの監理団体の責任のもと、総合的な実習実施計画に基づく複数の実習実施機関での実習を認める。</p>	法務省 厚生労働省	<p>平成29年11月1日に施行された新たな技能実習制度においては、法人が技能実習を行う場合、親子会社関係等にある複数の法人、あるいはその相互間に密接な関係を有するものとして法務大臣及び厚生労働大臣が個別に認める複数の法人であれば、共同で技能実習を実施することが認められる。</p>
随時29-006-01	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅰ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ-1) 技能実習1号での技能習得活動期間が7ヶ月程度の短期間で、その後連続した期間における活動とならない場合であっても、技能実習2号での技能習熟活動を行えるよう、実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める。</p>	<p>技能実習2号への在留資格の変更は、技能実習1号の在留資格をもった外国人が連続して在留していることが前提とされている。 (一時帰国・再入国の可否は入国管理の際に個別に判断される)</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第20条の2(在留資格の変更の特則)第1項第2号、第2項</p>	<p>技能実習1号での在留資格をもっていた外国人が、在留資格の変更要件を満たしていれば、技能実習1号での活動を修了して一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、技能実習2号への在留資格の変更を認める。</p>	法務省 厚生労働省	<p>平成29年11月1日に施行された新たな技能実習制度においては、技能実習1号から技能実習2号への移行に際しては、技能実習2号に係る技能実習計画の認定を要件としているものであり、必ずしも技能実習1号から連続して在留していることは要件とはなっていないため、技能実習1号修了後、一時的に帰国し、その後、技能実習2号に係る技能実習計画の認定及び在留資格認定証明書の交付を受け、査証を取得して再度入国することが可能である。</p>
随時29-006-02	長野県 長野県農業協同 組合中央会	海外からの農業人 材受入に係る規制 緩和	<p>提案Ⅰ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ-1) 技能実習1号での技能習得活動期間が7ヶ月程度の短期間で、その後連続した期間における活動とならない場合であっても、技能実習2号での技能習熟活動を行えるよう、実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める。</p>	<p>技能実習2号の在留期間の更新は本邦に在留する外国人でなければならない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第21条(在留期間の更新)</p>	<p>予め技能実習計画に一時帰国を含む内容を位置づける等していれば、技能実習2号の期間更新にあたり、一時帰国と再入国を認める。</p>	法務省 厚生労働省	<p>平成29年11月1日に施行された新たな技能実習制度においては、技能実習2号の在留期間の更新に際しては、必ずしも本邦に継続して在留していることは要件とはなっていないため、予め一時帰国を含む技能実習計画が認定されていれば、技能実習2号の期間更新に当たり、一時帰国し、再度入国することが可能である。</p>